

平成 29 年 9 月 15 日

入札・契約関係者 各位

津山市財政部契約監理室

解体工事に係る格付けの取扱いについて(お知らせ)

建設業法の改正により、平成 28 年 6 月 1 日から建設業許可に係る業種区分として「解体工事業」が新設されたことに伴い、本市では次のとおり取扱うこととしましたのでお知らせします。

1 建設業法改正の概要

- 1)平成 28 年 6 月 1 日から建設業許可に係る業種区分として「解体工事業」が新設されました。
(「とび・土工工事業」の業種区分からの分離独立)
- 2)平成 28 年 6 月 1 日時点で、「とび・土工工事業」の建設業の許可を受けて、解体工事業を営んでいる建設業者は、引続き 3 年間は「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することができます(平成 31 年 6 月 1 日以降は、解体工事業の許可が必要)。

2 解体工事業の等級格付けの取扱いについて

平成 30 年度から格付けの業種に「解体工事」を追加します。

- 1)申請時期:平成 30 年 4 月 1 日から 20 日まで
- 2)実施時期:等級格付けは、業種の追加の場合は、平成 30 年 7 月 1 日からとします。
(格付期間:平成 30 年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月 30 日の 2 年間)
※新規に入札参加業者の場合は、平成 33 年 7 月 1 日からとします。
- 3)格付要件:①解体工事業の許可を有する者。
②建設業法 27 条の 23 の規定による経営事項審査結果通知書において「解体」の 2 年又は、3 年平均工事高が 0 でないこと。
③経営事項審査の審査基準日は、平成 28 年 8 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものを用います。(8 ヶ月延長)
④経営審査事項の結果(総合評定値)については、「解体」を用います。

※「解体工事」の登録を希望する業者は、平成 30 年度の登録申請時期(平成 30 年 4 月)までに「解体工事業」の建設業許可を取得し、「解体工事業」の経営事項審査を受けてください。

3 平成 31 年度中間年の取扱い

平成 31 年度は、中間年ですが経過措置の終了年度となるため、特例として平成 30 年度の方針を用いた取扱いとします。

(経営事項審査の結果は、平成 29 年 8 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までのもの)

4 入札参加経過措置

平成 31 年 5 月 31 日までに完了する工事は、とび土工工事業及び建築一式両方の格付けがある者は、従来通り入札参加資格を認めます。

平成 31 年 6 月 1 日以降が完了日の工事については、解体工事業格付けが無い場合は入札参加を認めません。